

## しあわせ健康センター規約

(名称)

第1条 この運営組織は、しあわせ健康センター（以下「センター」という。）という。

(事務局)

第2条 センター事務局は、広島国際大学 東広島キャンパス 総合リハビリテーション学部事務室（広島県東広島市学園台 555-36）内に置く。

(目的)

第3条 地域の健康を守る広島国際大学として、地域住民の健康寿命を延伸するための機能を学内に設置する。センターは健康寿命延伸のために地域の健康状態を正確に把握し、その状態に合わせた健康活動を実施する。健康活動とは、介護予防を目的とした地域住民に対する健康相談、健康教室、健康指導などを言う。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、健康寿命の延伸に関わる必要な事業を展開する。各学部において、相談業務および調査研究などを実施する。なお、医療機関や介護認定において既に指導が行われている相談内容については対象外とする。

(構成員)

第5条 センター構成員（以下「センター員」という。）の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 相談員
- (4) 事務職員
- (5) その他、センター長が構成員とすることを適当と認める者

(経費)

第6条 センターの経費は、次の各号に掲げるものをもって当てる。

- (1) 学部予算
- (2) 補助金
- (3) その他

(会計年度)

第7条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。